



# 青色だより

第 150 号

2022年(令和 4 年) 11月 1 日

発行所 一般社団法人  
大和青色申告会

事務局 大和市桜森 2-3-9  
(クリオ相模大塚1F)  
TEL 046 (2 6 2) 5 1 1 1  
FAX 046 (2 6 2) 5 1 1 3

発行人 吉 川 精 一  
編集人 川 島 好 三

## 臨時総会開催

### 会費額の改定が承認

令和 5 年 4 月分以降の会費より



ましたが、大変厳しい状況が続いております。このようなか、令和 3 年度に、総合改革委員会を設置し、会の様々な課題を審議した中で、喫緊の課題が安定した財政と判断し、会費額の改定(案)を理事会に上程いたしました。その後、理事会において慎重に協議した結果、物価上昇による諸経費の増加も加味し、値上げをせざるを得ないとの結論に至りました。このことを受け、先般、臨時支部長会議を開催し、支部長・代議員へ「会費額の改定が必要な理由」の説明を行った後、意見をいただき、改定(案)を決定いたしました。

一般社団法人大和青色申告会の更なる発展と健全で安定した会運営のため、会費額の改定を下記により提案いたします。

会費額の改定(案)並びに入会金及び会費規程変更(案)の承認に関する件

#### 第 1 号 議案

##### 会費額の改定(案)

当会は、平成 16 年 10 月より約 18 年間会費額を改定せずに本日に至っております。前回会費額を改定した 16 年度末で 7,084 名だった正会員数も令和 4 年 3 月 31 日現在では、5,388 名となっております。収入面では、当時の会費・事業収入と比較すると約 2,300 万円減少しております。経費の面では、節減に努めてまいり

#### 記

##### 1. 実施時期

令和 5 年(2023 年) 4 月分以降会費より

##### 2. 会費額

| 会員種別  | 現 行         | 改 定         |
|-------|-------------|-------------|
| 正 会 員 | 年額 15,000 円 | 年額 21,000 円 |
| 準会員 A | 年額 7,500 円  | 年額 10,500 円 |
| 準会員 B | 年額 2,000 円  | 改定なし        |

以上

### 入会金及び会費規程変更(案) 一般社団法人 大和青色申告会 入会金及び会費規程 新旧対照表

| 現                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 行      | 変                                        | 更   |      |       |        |                           |         |        |           |         |    |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |      |     |      |       |        |                                          |         |        |                   |         |    |           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------|-----|------|-------|--------|---------------------------|---------|--------|-----------|---------|----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------|-----|------|-------|--------|------------------------------------------|---------|--------|-------------------|---------|----|-----------|
| <p>〔入会金及び会費の額〕</p> <p>第2条 本会の会員は、定款第5条の種別により、次に定める入会金及び会費の額を支払う義務を負う。</p> <table><tr><th>会員種別</th><th>入会金</th><th>会費の額</th></tr><tr><td>正 会 員</td><td>2,000円</td><td>年額 15,000円<br/>(月額 1,250円)</td></tr><tr><td>準 会 員 A</td><td>2,000円</td><td>年額 7,500円</td></tr><tr><td>準 会 員 B</td><td>0円</td><td>年額 2,000円</td></tr></table> <p>※ 準会員A及びBの会費の額については、年度の中途入会の場合であっても月額按分はしない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> |        | 会員種別                                     | 入会金 | 会費の額 | 正 会 員 | 2,000円 | 年額 15,000円<br>(月額 1,250円) | 準 会 員 A | 2,000円 | 年額 7,500円 | 準 会 員 B | 0円 | 年額 2,000円 | <p>〔入会金及び会費の額〕</p> <p>第2条 本会の会員は、定款第5条の種別により、次に定める入会金及び会費の額を支払う義務を負う。</p> <table><tr><th>会員種別</th><th>入会金</th><th>会費の額</th></tr><tr><td>正 会 員</td><td>2,000円</td><td>年額 <u>21,000円</u><br/>(月額 <u>1,750円</u>)</td></tr><tr><td>準 会 員 A</td><td>2,000円</td><td>年額 <u>10,500円</u></td></tr><tr><td>準 会 員 B</td><td>0円</td><td>年額 2,000円</td></tr></table> <p>※ 準会員A及びBの会費の額については、年度の中途入会の場合であっても月額按分はしない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この規程の一部変更（第2条）は、令和5年4月1日から施行する。</p> |  | 会員種別 | 入会金 | 会費の額 | 正 会 員 | 2,000円 | 年額 <u>21,000円</u><br>(月額 <u>1,750円</u> ) | 準 会 員 A | 2,000円 | 年額 <u>10,500円</u> | 準 会 員 B | 0円 | 年額 2,000円 |
| 会員種別                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 入会金    | 会費の額                                     |     |      |       |        |                           |         |        |           |         |    |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |      |     |      |       |        |                                          |         |        |                   |         |    |           |
| 正 会 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2,000円 | 年額 15,000円<br>(月額 1,250円)                |     |      |       |        |                           |         |        |           |         |    |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |      |     |      |       |        |                                          |         |        |                   |         |    |           |
| 準 会 員 A                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2,000円 | 年額 7,500円                                |     |      |       |        |                           |         |        |           |         |    |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |      |     |      |       |        |                                          |         |        |                   |         |    |           |
| 準 会 員 B                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 0円     | 年額 2,000円                                |     |      |       |        |                           |         |        |           |         |    |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |      |     |      |       |        |                                          |         |        |                   |         |    |           |
| 会員種別                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 入会金    | 会費の額                                     |     |      |       |        |                           |         |        |           |         |    |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |      |     |      |       |        |                                          |         |        |                   |         |    |           |
| 正 会 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2,000円 | 年額 <u>21,000円</u><br>(月額 <u>1,750円</u> ) |     |      |       |        |                           |         |        |           |         |    |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |      |     |      |       |        |                                          |         |        |                   |         |    |           |
| 準 会 員 A                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2,000円 | 年額 <u>10,500円</u>                        |     |      |       |        |                           |         |        |           |         |    |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |      |     |      |       |        |                                          |         |        |                   |         |    |           |
| 準 会 員 B                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 0円     | 年額 2,000円                                |     |      |       |        |                           |         |        |           |         |    |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |      |     |      |       |        |                                          |         |        |                   |         |    |           |

一般社団法人 大和青色申告会 入会金並びに会費の納入および交付金、旅費等の交付の取扱いについて

| 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 入会と入会金の有無</p> <p>省略</p> <p>2. 会費の納入</p> <p>(1) 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、正会員は会費月額1,250円、準会員Aは会費年額7,500円、準会員Bは会費年額2,000円を納付する。</p> <p>既納の会費は、原則として、これを返還しない。(定款第12条)</p> <p>3. 交付金について</p> <p>(1) 入会金の半額交付</p> <p>入会金の半額を、その勧奨した者の所属する支部に交付する。</p> <p>(2) 会費の一部交付</p> <p>正会員の会費の一部(会員一人当たり年額1,000円)をその会員の所属する支部に交付する。但し、税理士支部に対しては、一人当たり年額6,900円を「指導協力費」として交付する。又、農業支部に対しては一人当たり年額7,000円をその会員の所属する支部に交付する。</p> <p>準会員の支部交付金は、農業支部所属の準会員A一人当たり年額3,000円、農業支部所属の準会員B一人当たり年額500円をその会員の所属する支部に交付する。</p> <p>なお、特別の事由があり、理事会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>4. 施行日</p> <p>省略</p> | <p>1. 入会と入会金の有無</p> <p>省略</p> <p>2. 会費の納入</p> <p>(1) 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、正会員は<u>会費月額1,750円</u>、準会員Aは<u>会費年額10,500円</u>、準会員Bは会費年額2,000円を納付する。</p> <p>既納の会費は、原則として、これを返還しない。(定款第12条)</p> <p>3. 交付金について</p> <p>(1) 入会金の半額交付</p> <p>入会金の半額を、その勧奨した者の所属する支部に交付する。</p> <p>(2) 会費の一部交付</p> <p>正会員の会費の一部(会員一人当たり年額1,000円)をその会員の所属する支部に交付する。但し、税理士支部に対しては、一人当たり<u>年額10,500円</u>を「指導協力費」として交付する。又、農業支部に対しては一人当たり<u>年額10,500円</u>をその会員の所属する支部に交付する。</p> <p>準会員の支部交付金は、農業支部所属の準会員A一人当たり年額4,200円、農業支部所属の準会員B一人当たり年額500円をその会員の所属する支部に交付する。</p> <p>なお、特別の事由があり、理事会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>4. 施行日</p> <p>省略</p> <p>13. この取扱いの一部変更 2. (1)、3. (2) は、令和5年4月1日より施行する。</p> |

インボイス制度の個別説明・登録申請手続のサポートを  
ご希望の方は、  
令和4年  
**12月20日**までに  
お願いいたします

年末調整 および 確定申告期間中(令和5年1月から3月まで)は、インボイス制度の個別説明・登録申請手続のサポートは  
おこないませんので、あらかじめご了承ください。

下記の日程で指導会も開催いたしますので、ぜひご利用ください。

**「消費税 課税事業者 指導会」**  
**令和4年11月22日(火)**  
**11月24日(木)**  
**11月25日(金)**  
**9:00~15:00**  
12:00~13:00は休憩とさせていただきます。

詳細はホームページをご覧ください。



大原総務委員長

上程することとなりました。

額21,000円で臨時総会に

ものの賛成意見が多数で、会費

たところ、値上げ幅に差はある

吉川会長が出席者に意見を求め

大原委員長の説明後、議長の

れました。

いて大原総務委員長から説明さ

会費額の改定が必要な理由につ

体制の強化、事務所の整備等、

インボイス制度導入、申告相談

る諸経費の増加、消費税の増税、

業収入の減少、物価上昇等によ

会議では、会員数の減少と事

ました。

と、臨時支部長会議が開催され

よび支部長等約50名出席のもの

福祉センターにおいて、理事お

8月19日(金)座間市立総合

会費額の改定について  
支部長・代議員から  
意見を募る

臨時支部長会議開催

## 各委員会から理事会決定事項の報告

## 支部長会議 開催

次いで西海厚生委員長から第28回会員大会の総括、

今年度第2回目の支部長会議が9月12日(月)、座間市立総合福祉センターにおいて理事および支部長等約50名の出席のもと開催されました。

会議では、まず大原総務委員長から今年度の収支状況、会費額の改定、臨時総会の開催、支部長会議の開催、役員研修会の開催、規程の一部変更、会費の口座振替の現況と推進、会費のコンビニ払い清算、AEDの契約形態変更、休日指導会の開催、会の法人税等申告、税務署の人事異動、通常総会の収支決算が報告されました。

次いで柴田税制委員長から青色申告制度の普及、会計ソフトの普及、指導会・説明会各種の事績、「記帳確認済証」発行、記帳指導員の研修と増強、税理士無料相談制度の利用状況、記帳指導受託事業、税務研修会の事績と今後の予定、e-Taxへの対応、「減価償却費の計算書」の作成と配付、記帳支援サービスの利用状況、租税教室の開催が報告されました。

次いで岩崎組織委員長から青色コーナリーの事績と今後の対応、夏期会員増強特別運動の事績が報告されました。



次いで青年部の陳會計から街頭献血の開催、会計ソフト「ブルーリターンA」講習会の開催等、部の事業について報告されました。最後に小林事務局局長から事務局会議室のエアコン故障に伴う買い換えの申し入れがあり、承認されました。

新旧 北京ビジネス事情  
大和税務署長が講話

## 役員研修会

しようとも事前周知されない要人往来時の交通規制、治安維持

さる9月12日(月)、座間市立総合福祉センターにおいて、役員等約60名が出席し、役員研修会が開催されました。

研修会は、講師に大和税務署の大島博之署長を迎え、「新旧 北京ビジネス事情」と題し、約1時間の講話がおこなわれました。大島署長は、北京オリンピック招致前の牧歌的な風景からの急速な発展、建国50周年の軍事パレード遭遇、式典等の開催日は晴天でなければならぬという理念で進歩した人工消雨技術、洪滞が発生

に貢献する武装警察、大気汚染をなくすために進歩して先進国を追い抜いた電気自動車、日本のバコード決済普及にも影響があった携帯電話の最新技術、「主任」など同じ漢字でも日本と中国で認識が異なる役職、官庁での昇進や役職を左右する中国共産党の影響、質問の提示や通訳の経歴調査など日本の会議ではおこなわない事前準備、飲食を伴う会議においても日本とは異なる席順や二次会の概念がないこと、弁当やビールといった冷たい物の提供はタブー

## 女性部ニュース

## 青色申告会に感謝

副部長 松岡サヨ子

コロナウィルス感染拡大に伴い、2年前に日常生活が一変。100年に一度と言われる「疫病」の大流行にすべての人々が未経験の戸惑いの日々を過してこられたと思います。

建設業を営む我家も試行錯誤しながら現在にいたっております。青色申告会に入会して44年、申告会の方々には記帳指導、確定申告等大変お世話になりました。青色申告会の役員も長年やらせ

ていただいております、おかげさまでお友達もでき、親会の会員大会には毎年一緒に参加し、北は北海道から南は九州まで楽しい思い出をたくさん作らせていただきました。建築業のかたわら農業もやっておりますが、今年はことのほか、お米ができすぎ、一気に刈り取ることができないほどの大豊作。農業人生50年こんなにとれたのは初めてです。私達の役割は稲が持つ環境を作ること。天候にも恵まれ感謝感謝です。

米の字を分解すると、「八十八」。米ができるまで88もの手間がかかるとされ、新米一粒一粒は真珠のように光る努力の結晶だと書かれていました。

とされていることなど、2年間駐在した中国・北京での体験談を交えながら、両国のビジネス事情の違いについて分かりやすく説明されました。



何事にも優しさと思いやりの心を持ち、日々努力と感謝の気持ちを忘れず持続することの大切さを実感いたしました。今後も女性部の皆様と共にコロナ終息を祈り、色々な事に挑戦し楽しい人生を過ごしてまいりたいと思います。

青色申告会の皆様に感謝!



女性部研修旅行(平成29年9月)

## 青年部ニュース

### 街頭献血へのご協力

ありがとうございます

部長 下田 兼義

こんにちは 青年部です。  
今年も献血活動のお手伝いの日がやってきました。

午前中は大和税務署駐車場で職員の方をメインにご協力いただきました。

はじめに大鳥署長はじめ署幹部の皆さんから激励の言葉をいただき、神奈川県赤十字センター湘南事業所の佐藤所長はじめ担当の皆さんとご一緒に記念写真を撮り、

献血がスタートしました。  
昨年は過去一番の献血数を記録しましたので、今年は当然それ以上の数字を目指しプラカードを持つ手にも力が入りました。

しかし、寒い。朝から日も差さず風も吹いて寒い。非常に良くない展開になっていました。そんな状況にもかかわらず、署員の皆さんのご協力ですべての数字をいただきました。

(午前の結果 受付数30名、献血数25名)

開催日当日まで参加を呼びかけてくださった署幹部の皆さんの努力のたまものです。午後の部次第では良い結果が出そうに感じました。お昼頃からは晴れ間もありました。お昼頃から晴れ間もありました。お昼頃から晴れ間もありました。

と、午後の会場の和歌山駅前再度集合。

## 献血のご報告

| 受付人数  |       |     |
|-------|-------|-----|
| 200ml | 400ml | 合計  |
| 4名    | 49名   | 53名 |
| 献血人数  |       |     |
| 200ml | 400ml | 合計  |
| 3名    | 42名   | 45名 |



大和税務署 駐車場

予報どおり日差しが戻り、人通りも多く感じます。その割には出足が良くない感じがします。そのうちだんだんと雲が戻り雨もばらつく状態に。やっぱり寒い。寒いと献血者が減るのを今までの経験からわかっています。「先週末までは暖かかったんだけどな」と独り言を言ってみても何も変わりません。そんな中、吉川会長が道行く高校生たちに声をかけて協力を呼びかけると初めての献血に勇気を出して協力してくれました。押しの強さはさすが会長だと感じしました。



西鶴間第1支部 支部長 大澤 一郎

## あおいろポスト

会員の皆様からの寄稿

となり、来年に期待を込めて撤回となりました。  
次の日は抜けるような晴天でした。

Special Thanks

お手伝いに来ていただいた大和南支部の一部支部長、小田原青色申告会の三浦さん、野中さん、大変ありがとうございます！

## 頂上を目指して一步一步

4年前に定年退職した私は、何か趣味が欲しいと考え、山登りを始めました。山登りにした最大の理由は、足腰を鍛えられそうだと思うからです。しかし、現役時代の運動不足がたたってか、登るのにかなり苦労しました。登山後は、激しい筋肉痛に何度も見舞われました。

最初は、小学校時代に登った「大山」から始めました。その後、徐々に丹沢の山々に挑戦し始めました。私のお気に入りには、「塔ノ岳」です。標高は1,491mです。かなりの急登が続いて、途中で心が折れそうになりますが、それで

も、なんとか頂上を目指します。何故なら、頂上での360度パノラマが絶景だからです。  
よく、「目標に向かって、一步一步の積み重ねを大切にしない」と言われます。山登りは、まさにこの言葉に当てはまります。青色申告会においても、会員の皆様の一步一步の積み重ねがあるからこそ、頂上に近づいていくのだと思います。



## 入会7名～夏期 会員増強特別運動

会勢拡大のための特別運動が7月11日から8月10日まで実施され、皆様のご協力により7名の方が入会されました。



|         |    |
|---------|----|
| 【大和北地区】 | 3名 |
| 【座間地区】  | 3名 |
| 【海老名地区】 | 1名 |

## 支部と会員数

(令和4年10月20日 現在)

|     | 支部数 | 会員数 |      | 支部数 | 会員数   |      | 会員数 |
|-----|-----|-----|------|-----|-------|------|-----|
| 大和北 | 13  | 872 | 農業   | 4   | 1,090 | 準会員A | 120 |
| 大和南 | 16  | 928 | 歯科医師 | 2   | 21    | 準会員B | 159 |
| 座間  | 14  | 904 | 税理士  | 1   | 72    |      |     |
| 海老名 | 14  | 744 | 事務局  |     | 178   |      |     |
| 綾瀬  | 9   | 530 | 正会員計 |     | 5,339 | 準会員計 | 279 |

# インボイス制度 説明会の御案内

## 大和税務署からの お知らせ

### 1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組みを説明いたします。  
課税事業者向けの説明会と免税事業者向けの説明会の2つの説明会があります。

### 2 説明会の日程

| 開催日               |             | 開催時間 | 定員 | 開催場所・連絡先                                |                                                                                                                           |
|-------------------|-------------|------|----|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①課税事業者向け説明会       |             |      |    | 開催場所 大和税務署 5階「大会議室」<br>(大和市中心5丁目14番22号) | 連絡先 大和税務署 046-262-9411 (代表)<br><b>個人課税 第1部門 内線214</b><br>※ 音声案内「2」を押した後、交換手に内線番号をお伝えください。<br>開催日の1週間前までにお電話でご予約をお願いいたします。 |
| 令和4年<br>12月1日(木)  | 10:00～11:15 | 30名  |    |                                         |                                                                                                                           |
| 令和4年<br>12月1日(木)  | 13:30～14:45 | 30名  |    |                                         |                                                                                                                           |
| ②免税事業者向け説明会       |             |      |    |                                         |                                                                                                                           |
| 令和4年<br>12月19日(月) | 10:00～11:15 | 30名  |    |                                         |                                                                                                                           |
| 令和4年<br>12月19日(月) | 13:30～14:45 | 30名  |    |                                         |                                                                                                                           |

### 3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。  
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。  
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度 及び インボイス制度に関する情報については、  
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の  
「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度)」を御覧ください。

右のQRコードから  
サイトへ



**令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。インボイス制度が実施されて、何が変わりますか？**

今回も  
**インボイス制度**  
について



課税事業者がインボイス発行事業者の登録をうけることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。インボイス登録事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等へ対応が必要となります。(なお、免税事業者の方が、インボイス登録申請をされますと課税事業者になりますので消費税の申告の提出が必要となります。)

## (一社)大和青色申告会とパナソニック ホームズが提携！会員さま特典多数ご用意！

新築・リフォーム・不動産管理売却 不動産に関するお悩みはパナソニック ホームズグループにお任せください



戸建住宅事業



土地活用・賃貸住宅経営事業



リフォーム事業



不動産流通・管理事業

お問合せは青色申告会事務局もしくは右記展示場まで！ パナソニックホームズ 神奈川支社 海老名展示場 ☎0120-8746-54

お知り合いの方に  
“大和青色申告会”を  
ご紹介下さい！

お店を経営している個人事業主の方

マンションなどの賃貸収入のある方

新規入会者をご紹介していただいた方には  
粗品(缶ビール券5枚)をプレゼント！



記帳するなら、  
特典のある  
“青色申告”で！

青色申告会は、青色申告者によって組織された健全な納税者団体であり、神奈川県には18の青色申告会があります。

「一般社団法人 大和青色申告会」は、大和税務署管内（大和市、座間市、海老名市、綾瀬市）の青色申告者によって組織され、約5,300名の会員の中から選任された役員が無報酬で会運営にあたっております。

年会費15,000円(※)で、記帳・決算の個別指導、金融斡旋のほか、研修旅行・生活習慣病健診・各種共済等の福利厚生事業も行いつつ、公平で合理的な税制の確立を目指して活動しております。

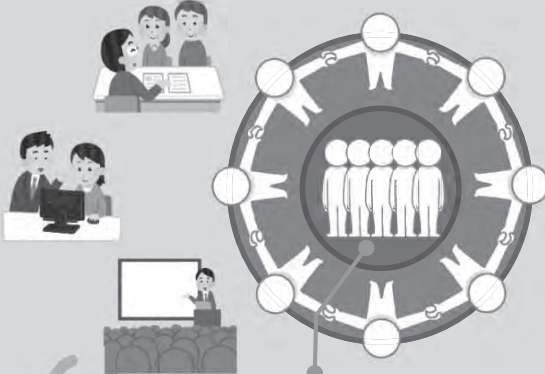


青色申告会って  
どんな団体？

## 青色申告会

任意加入

年会費15,000円(※)で、記帳・決算の個別指導をはじめとした会員サービスを提供しております。



会員の中から選任された役員が無報酬で運営しています。

## 会員サービスのご紹介

- 記帳・決算の個別指導  
(予約制で月1回、土曜日または日曜日も実施)
- 税理士、弁護士、総合保険コンサルタントといった各分野の専門家による無料相談
- 会計ソフト「ブルーリターンA」のサポート
- 税務書類の提出代行
- 当会にご登録いただいた減価償却資産の「減価償却費の計算書」を作成・送付
- セミナーや研修会、研修旅行の開催

事業所得、不動産所得 又は  
山林所得を生ずべき業務を行う方



所轄の税務署長へ申請

青色申告

白色申告

記帳や決算を  
一人するのは  
不安だなー

青色申告の特典で  
節税することができます。

- 青色申告特別控除
- 青色事業専従者給与
- 純損失の繰越控除

自分で記帳も  
申告もできます



※ 令和5年度からは、年会費21,000円になります。



## 青色申告の主な特典



### 青色申告特別控除

青色申告者は、最高 10 万円の特別控除が適用できます。なお、事業所得者又は事業的規模の不動産所得者は、正規の簿記の原則に従った記帳をする等、一定の条件を満たせば最高 65 万円の特別控除が適用できます。

**所得金額**  
(収入－売上原価・経費)

最高 10 万円の  
特別控除

簡易簿記

申請手続は、青色申告書による申告を  
しようとする年の 3 月 15 日までに！

最高 55 万円の  
特別控除

複式簿記

貸借対照表と損益計算書を  
確定申告書に添付して期限内に提出

最高 65 万円の  
特別控除

複式簿記

貸借対照表と損益計算書を  
確定申告書に添付して期限内に提出

e-Tax による電子申告 または  
電子帳簿保存

所得金額が減らせると、  
所得税を減らせるだけでなく、  
住民税や国民健康保険税も減らせます



### 青色事業専従者給与

事前に届出書を提出していること、労務の対価として相当であると認められる金額であることその他、一定の要件を満たしていれば、家族従業員に対して支払った給料も必要経費にすることができます。

1



届出



2



**所得金額**  
(収入－売上原価・経費)

**給与**

支払



※

※ 青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなりません。

届出手続は、青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする年の  
3 月 15 日までに！



事業主の所得金額が  
減って節税に

### 純損失の繰越控除

事業所得などに損失(赤字)の金額がある場合で、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額が生じたときには、翌年以後 3 年間にわたって繰り越し、各年分の所得金額から控除します。

今年



損失 300 万円

繰越

1 年後

繰越前の所得金額  
50 万円

損失を控除して  
所得金額が  
50 万円 → 0 円

損失の残額  
300 万円 → 250 万円

繰越

2 年後

繰越前の所得金額  
100 万円

損失を控除して  
所得金額が  
100 万円 → 0 円

損失の残額  
250 万円 → 150 万円

繰越

3 年後

繰越前の所得金額  
150 万円

損失を控除して  
所得金額が  
150 万円 → 0 円

損失の残額  
150 万円 → 0 円

新規開業の人に  
オススメ

この場合、3 年間で約 60 万円の節約  
(所得税・住民税・国民健康保険税)



# 「記帳確認」を受けましょう



証明書の発行は **11月30日** まで  
 詳細は、チラシまたはホームページをご覧ください



「記帳確認」の  
 詳細はこちら

青色申告特別控除55万円適用の皆様へ

**期間限定!**  
 11月30日まで

**マイナンバーカードの申請も  
 大和青色申告会がサポートします**



令和2年分の確定申告よりe-Tax（電子申告）による提出または電子帳簿保存法適用者以外のかたは、**青色申告特別控除が65万円から55万円に引き下げられました。**  
 この機会に65万円控除にしてみませんか？

マイナンバーカード申請サポートの  
 詳細はこちら



## 事務局からのお知らせ

◆ 下記の日付につきましては、**業務時間に変更**がございます。会員の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。



●令和4年12月5日（月）指導員研修  
 業務時間 13:00～17:30

●令和4年12月28日（水）仕事納め  
 業務時間 8:45～12:00  
 ※ 年始は1月4日（水）から業務いたします。

●令和5年1月16日（月）指導員研修  
 業務時間 13:00～17:30

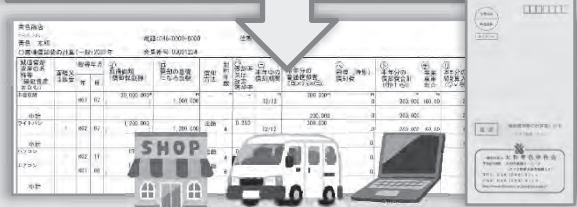
●令和5年1月17日（火）支部長会議 他  
 業務時間 8:45～11:00



ホームページのお知らせ欄は  
 随時更新しておりますので、  
 こちらもぜひご覧ください。



## 「減価償却費の計算書」の ご確認をお願いします！



当会のシステムに減価償却資産のご登録がある会員の方には、7月に「減価償却費の計算書」を発送いたしました。

記載内容に誤りがある場合、あるいは固定資産の新規取得や除却等がある場合には修正いたしますので、お早めにご連絡ください。

また、新たに計算書の作成を希望される会員の方は、前年分の決算書の「減価償却費の計算」欄（3面）をお持ちください。

## 次号（新春号）の巻頭写真を募集

ご氏名・写真撮影場所をご明記のうえ、  
 ふるってご応募ください！  
 （写真はデータでもプリントでもかまいません。）

**応募締切  
 12月2日**



お、いいの撮れた

お問い合わせ・ご応募は、大和青色申告会 事務局「青色だより」担当まで